

日本学生支援機構 給付奨学金 自宅外通学に関する証明書類の提出について

自宅外通学の給付月額を支給を受けるために必須な提出書類です。

適切な書類提出がない場合は、自宅外通学の月額を支給を受けることは
できません。自宅通学の月額を支給となります。

◆給付月額

日本学生支援機構で、不備なく書類審査が終了した場合（大学から書類を送付し概ね2～3か月後）に、「自宅外通学」の給付月額に変更されます。

変更になった初回の月のみ、それまで支給済みの「自宅通学」の給付月額との
差額が加算されます。

◆提出書類

1. 通学形態変更届兼自宅外証明書送付状（両面印刷すること）

2. 証明書類

※1の裏面及び本紙裏面参照の上、自宅外月額の受給開始年月（振込開始年月ではありません）を含んだ期間の書類を提出してください。

賃貸借契約を行っている場合

奨学生名義で契約を行っている		・「賃貸借契約書」コピー
生計維持者名義で契約を行っている	契約書に入居者欄があり奨学生の居住が分かる	・「賃貸借契約書」コピー（入居者欄に奨学生氏名記載のもの）
	契約書に入居者欄がなく奨学生が生計維持者と別に居住していることが不明	・「賃貸借契約書」コピー ・奨学生の「居住証明書」 ※全て提出必要
奨学生及び生計維持者以外の名義で契約を行っている	契約書に入居者欄があり奨学生の居住が分かる	・「賃貸借契約書」コピー ・「家賃の領収書」（奨学生又は生計維持者宛、家主又は契約業者発行のもの） ※全て提出必要
	契約書に入居者欄がなく奨学生が生計維持者と別に居住していることが不明	・「賃貸借契約書」コピー ・奨学生の「居住証明書」 ・家賃の領収書（奨学生又は生計維持者宛、家主又は契約業者発行のもの） ※全て提出必要

* 「賃貸借契約書」について

- ・「重要事項説明書」、「覚書」等は不可。
- ・契約書名、契約期間、契約内容、契約の賃貸人（家主や契約業者）と賃借人双方の署名等の明記してある部分は全て提出が必要。
- ・契約更新している場合、「賃貸借契約書」に以下①～④のいずれかを添えて提出すること。

①更新後の「賃貸借契約書」コピー

②奨学生名義で住所の記載がある「光熱水費領収書」コピー（お知らせや引落口座通帳のコピーは不可。）

③「家賃の領収書」（奨学生宛、家主又は契約業者発行のもの）

④奨学生の「居住証明書」

* 「居住証明書」について

- ・契約期間、契約内容等の記載があり、奨学生が生計維持者と別に住んでいることが明確に判別できるもの。
- ・賃主や契約業者へ発行を依頼すること。コピー可。

親戚宅等に居住している場合（①又は②が必要）

- ①親戚等との間で作成した「賃貸借契約書」コピー
- ②「家賃の領収書」（奨学生又は生計維持者宛、家主発行、自宅外通学開始年月のもの）

学生寮に入っている場合（①又は②が必要）

- ①「入寮許可通知」コピー（入寮時に発行されたもの）
- ②「在寮証明書」（①の提出ができない場合、学生センター寮務担当（023-628-4122）へ発行依頼すること）